



KOTO City in TOKYO  
スポーツと人情が熱いまち 江東区

# 国保だより

No.201 (令和5年4月発行)

国保の加入者  
(令和5年2月28日現在)  
世帯数 64,352 世帯  
被保険者数 87,289 人

江東区生活支援部医療保険課 ☎ 03-3647-9111(代表)  
〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 FAX 03-3647-8443(課)  
区のホームページ <https://www.city.koto.lg.jp>

## 職場の健康保険に加入したら、国民健康保険をやめる手続きを!!

国民健康保険に加入中の方が、就職や扶養認定により職場の健康保険などに加入したときは、国民健康保険をやめる手続きをしてください。原則、職場が手続きを代行することはできませんのでご注意ください。

### 窓口で手続きする場合

- |                               |                    |
|-------------------------------|--------------------|
| ① 職場の健康保険証                    | 国保を<br>やめる方<br>全員分 |
| ② 国民健康保険証                     |                    |
| ③ マイナンバーが確認できるもの (*1)         |                    |
| ④ 手続きを来る方のマイナンバーが確認できるもの (*1) |                    |
| ⑤ 手続きを来る方の身元確認書類 (*2)         |                    |

以上の書類を持って、窓口までお越しください。

#### 【受付窓口】

- ・江東区役所（2階7番窓口）
- ・各出張所、豊洲特別出張所

### 郵送で手続きする場合

- |                                    |                    |
|------------------------------------|--------------------|
| ① 職場の健康保険証のコピー                     | 国保を<br>やめる方<br>全員分 |
| ② 国民健康保険証（原本）                      |                    |
| ③ マイナンバーが確認できるもの (*1) のコピー         |                    |
| ④ 手続きをする方のマイナンバーが確認できるもの (*1) のコピー |                    |
| ⑤ 手続きをする方の身元確認書類 (*2) のコピー         |                    |

以上の書類を江東区役所まで郵送してください。

（※コピーの余白に、国保をやめる旨と日中連絡がつく  
電話番号の記入をお願いします。）

【送付先】 〒135-8383 江東区東陽 4-11-28  
江東区 医療保険課 資格賦課係

(\*1) マイナンバーが確認できるもの …… マイナンバーカード、通知カード（記載された氏名・住所等が住民票記載事項と一致するもの）、マイナンバーの記載された住民票の写しなど

(\*2) 身元確認書類 …… マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど（※有効期限内のもの）

## 令和5年度国民健康保険料の計算方法が決まりました 保険料の決定通知は6月中旬にお送りします

保険料の計算方法の詳細については、2ページをご覧ください。

### 所得の申告をお願いします

所得が不明な場合は、所得が一定基準以下の世帯に適用される保険料均等割額の減額、高額療養費自己負担限度額の軽減、入院時の食事代の減額などが受けられないことがあります。

世帯主と国保加入者は、収入が無い場合でも、保険料算定等のため、所得の申告をお願いします。

※ ただし、以下に該当される方については、所得の申告が不要の場合があります。

- ・所得が給与や年金のみの方で支払者（勤務先・年金機構）から各支払報告書の提出がされている方
- ・確定申告または住民税申告をされた方
- ・税法上の扶養親族となっている方

■ 資格賦課係 ☎ 03-3647-3167・03-3647-8520 ■

# 令和5年度国民健康保険料の計算方法が決まりました

①～③の合計が令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）の世帯の年間保険料額です。

## ① 医療分（医療費等の財源）

- 均等割額  
加入者数  
 $\times 45,000 \text{ 円}$  [前年度より 2,900 円増]

年間限度額：65万円 [前年度と同額]

- 所得割額  
加入者全員の『年間所得額』  
 $\times 7.17\%$  [前年度より 0.01 ポイント増]

## ② 支援金分（後期高齢者医療制度の支援金）

- 均等割額  
加入者数  
 $\times 15,100 \text{ 円}$  [前年度より 1,900 円増]

年間限度額：22万円 [前年度より 2 万円増]

- 所得割額  
加入者全員の『年間所得額』  
 $\times 2.42\%$  [前年度より 0.14 ポイント増]

## ③ 介護分（介護納付金分）

- 均等割額  
40～64歳の加入者数  
 $\times 16,200 \text{ 円}$  [前年度より 400 円減]

年間限度額：17万円 [前年度と同額]

- 所得割額  
40～64歳加入者の『年間所得額』  
 $\times 2.23\%$  [前年度より 0.08 ポイント減]

※『年間所得額』とは…所得割額の算定のもととなる金額です。

前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から、基礎控除額 43 万円（合計所得金額が 2,400 万円以下の場合）を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除しません。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用います。）

## 保険料の負担軽減

### 均等割額の減額

世帯主（国保に加入していない方を含む）と国保加入者の前年の総所得金額等（退職所得は除く）の合計が一定の基準以下になる世帯は、保険料の均等割額が減額されます。減額の基準については、小冊子「みんなで守ろうわたしたちの国保 令和5年度版」の 17 ページをご覧ください。

### その他の軽減及び免除

上記の他にも、「非自発的な失業による軽減」「旧被扶養者の方への軽減」などの保険料軽減の制度があります。詳しくは、小冊子「みんなで守ろうわたしたちの国保 令和5年度版」の 17～18 ページをご覧ください。

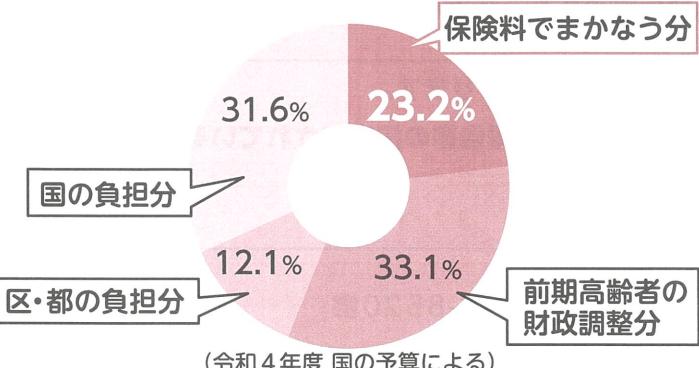
■ 保険料の軽減に関するご質問… 資格賦課係 ☎ 03-3647-8520 ■

## 国保をささえる保険料

国保に加入されている方には、医療の給付を受ける「権利」があると同時に保険料を支払う「義務」もあります。

保険料は、国保制度運営のための重要な財源です

### 保険料でまかなう分



### ところでみなさん、医療費はどういうふうにまかねられているか知っていますか？

みなさんが、医療機関などで支払った一部負担金を除いた残りの医療給付費の負担割合は、おおむね左図のようになっています。

### お支払いいただいた保険料の使い道（令和3年度実績）

- 医療費や保健事業に ..... 68.0%
- 後期高齢者医療保険の支援に ..... 22.5%
- 介護保険事業に ..... 9.5%

## 保険料の納付方法

### ◆ 口座振替でのお支払い（特別徴収以外の方は原則口座振替をご利用ください）

毎月月末（金融機関等が休業日にあたる場合は翌営業日）に指定の口座から振替します。（6ヶ月期から3ヶ月期までの計 10 回）

#### キャッシュカードによるお申し込み

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、きらぼし銀行、ゆうちょ銀行、東京ベイ信用金庫、東京東信用金庫に口座をお持ちの場合は、専用端末器にキャッシュカードを通じ暗証番号を入力することで、印鑑不要で手続きできます。保険証とキャッシュカードをお持ちのうえ、保険料係（区役所2階8番窓口）・各出張所にてお申し込みください。（生体認証機能付カード等、一部利用できないカードがあります）

### ◆ 年金からのお支払い（特別徴収）

下記①～⑤のすべての条件を満たす世帯の保険料は、世帯主の年金から差し引かれます。

- ① 世帯主（65歳～74歳）が国民健康保険に加入している
- ② 同じ世帯の国民健康保険加入者全員が 65 歳～74 歳である（ただし世帯主が年度内に 75 歳に達する場合を除く）
- ③ 世帯主の公的年金受給額が年間 18 万円以上である
- ④ 世帯主の介護保険料が年金から徴収されている
- ⑤ 国民健康保険料と介護保険料の 1 回の支払い額の合計が 1 回の年金受給額（主に老齢基礎年金の金額）の 2 分の 1 を超えない



#### 昨年度以前から特別徴収（年金からのお支払い）の方

4、6、8月の年金からは、直前の2月と同額をお支払いいただきます（これを仮徴収といいます）。

10、12、翌年2月の年金からは、6月に決定する令和4年度分の年間保険料から4、6、8月分を引き、残りの金額を3回に割り振ってお支払いいただきます。

#### 今年度から特別徴収（年金からのお支払い）になる方

年間保険料の約半分を6、7、8、9月期の4回に分けて納付書や口座振替でお支払いいただきます。

残額を10、12、翌年2月の3回に分けて年金からお支払いいただきます。

### ◆ 納付書でのお支払い（6ヶ月期から3ヶ月期までの計 10 回でお支払いいただきます）

- お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、区役所（2階8番窓口）、各出張所でのお支払い
- Pay-easy（ペイジー）によるお支払い
- クレジットカードによるお支払い（ネット de モバイルレジ、モバイルレジクレジット）
- バーコード決済によるお支払い（モバイルレジ、LINE Pay、Pay Pay、d 払い、au PAY、J-Coin Pay）

※区役所等の窓口やコンビニでは、バーコード決済・クレジットカード・ペイジーによる納付はできません。

※詳しくは、区ホームページをご覧ください。

## 口座振替キャンペーンのお知らせ

以下の条件をすべて満たす方の中から抽選で 150 名の方に 2,000 円分の江東区内共通商品券が当たります。

### ◆ 期間：令和5年4月1日から令和6年1月31日

### ◆ 対象者：

- ・ キャンペーン期間中に新たに口座振替の登録を行っている。（口座変更・廃止は除く）
- ・ 抽選時点で江東区国民健康保険に加入及び口座振替している。
- ・ 抽選時点で江東区国民健康保険に未納がない。

※当選者の発表は 3 月中の商品の発送をもって代えさせていただきます。

■ 保険料係 ☎ 03-3647-3169 ■

自動エントリーのため、  
申込不要

## 出産育児一時金が令和5年4月から増額されます

令和5年4月の出産から出産育児一時金の支給額が42万円から50万円に増額されます。  
※申請方法については今までどおりで変更はありません。

■保険給付係 ☎03-3647-3168■

## 高額療養費支給申請の手続きが簡素化されます

令和5年3月以降発行された申請書で申請を行えば、次回以降の申請手続きが不要となり、初回支給登録口座に自動でお振込みいたします。ただし、保険料の滞納や公費負担があり自己負担額の確認が必要な方は、申請書が送られる場合があります。その際は届いた申請書をご提出ください。

■保険給付係 ☎03-3647-3168■

## 人間ドック受診費用を助成

40歳以上の江東区国民健康保険に加入している方が特定健康診査の代わりに人間ドックを受診した場合、受診費用の一部を助成します。助成要件や申請方法などの詳細は、区役所や出張所等にあるリーフレットまたは江東区ホームページにてご確認いただき、下記までお問い合わせください。

江東区ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 国民健康保険

> 国民健康保険の保健事業 > 国民健康保険の人間ドック助成



## 令和5年度受診分から申請手続きを変更 書類提出は1回で終了

令和5年度受診分から受付方法を変更し、申請と請求を1回でまとめて手続きできるよう改めました。令和5年度以降使用する申請書には押印欄や振込先記入欄が追加されていますので、窓口での受付の際には、領収書、受診結果、国民健康保険証に加え、印鑑(スタンプ印不可)や振込先のわかるもの(通帳等)をお持ちください。

[受診対象期間] 令和5年4月～令和6年3月

[申請期限] 令和6年4月30日(火)必着

[助成額] 受診した本人が支払った費用のうち8,000円を上限とし、1人につき上記受診対象期間内1回の助成

## 令和4年度受診分の申請受付中 申請期限4月28日(金)必着

令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)受診分の申請期限を延長しています(申請期限:4月28日(金)必着)。未申請の方は、4月中に申請してください。

※令和4年度分と令和5年度分とでは、使用する申請書の様式が異なります。区ホームページから入手する際、ご注意ください

※受診結果が届くのが5月になるなど必要書類が提出期限までに間に合わない場合は事前にお問い合わせください

■医療保健係 ☎03-3647-8516■